

きほく通信

第99号
令和6年
6月21日
発行

難病
患者家族会
きほく

【会長】神森 和子
紀の川市中三谷
【相談室】080-7456-4940
【事務局】〒649-6612 紀の川市北涌371
森田方 TEL 080-7456-4940



マイナンバーカード受診 12月2日から始まる

マイナンバーカードの偽造やなりすましなどが問題化しているなか、令和6年12月2日で施行期日政令が公布され、現行の健康保険証の新規発行が終了します。それにともない12月からマイナンバーカード受診が基本になります。

安全性などに不安をもたれている方も多いとは思いますが、法律で決まったなかでは私たちは従うしかありません。

ぜひしっかりとした安全対策と患者の医療情報などが漏れることのないよう充分な対策を厚労省並びにデジタル庁に求めたいと思います。

今号はマイナンバーカード受診に関してデジタル庁が発出している「よくある質問」をいくつか抜粋しました。

▼現行の健康保険証は使えなくなりますが？

令和6年12月2日に現行の健康保険証の発行が終了します。

マイナンバーカードを取得されていない場合などは、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を無償交付される予定で、これを医療機関等の窓口で提示することで、最長1年間使用することができます。

▼マイナンバーカードがない場合はどうすればいいですか？

1年間の経過措置内に、市役所の窓口やサポ-

ト窓口で申請し取得する必要があります(約1ヶ月要)。
取得後、保険証として利用するためには利用登録が必要になります。
登録の方法は医療機関や薬局などの受付でもできます。

▼自分の健康保険証情報が正しく登録されているかを確認する方法を教えてください。

スマホなどでマイナポータルにログインし、「注目の情報」の「最新の健康保険証情報の確認」を押下すると、保険証情報のページが開き、「あなたの健康保険証情報」から確認できます。

マイナポータルの対応端末(スマホなど)を持っていない場合は、ご家族の方が所持している対応端末でご自身のマイナンバーカードでログインして確認するか、または市区町村が用意している端末でログインして確認できます。

▼マイナンバーカード(健康保険証)は、受診の度に提示が必要ですか？

医療機関を受診する際には、法律で健康保険証を毎回提出しなければならないとなっているため、受診のたび読み取り機に提示しなければなりません。

▼マイナンバーカードを落したり無くしたりした場合、再発行までは保険証が使えないのですか？

まずマイナンバーカード機能停止の手続きが必要ですが、(電話は0120-95-0178)

その後市町村でマイナンバーカードの再発行の手続きをして下さい。(10日間程度要)

▼マイナンバーを人に見られても大丈夫なのですか？

マイナンバーだけで手続はできないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできません。

マイナンバーカードのICチップには、税や年金、医療などに関する情報は記録されません。

また落としたマイナンバーカードを取得した人がいても、本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできません。ICチップから不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れて読み出せなくなる仕組みになっています。

▼紀の川市のコンビニなどでマイナンバーカードで取得できるもの

- ・住民票の写し(200円)
- ・印鑑登録証明書(200円)
- ・戸籍謄本・戸籍抄本(450円)
- ・戸籍附票の写し(200円)

▼岩出市のコンビニなどでマイナンバーカードで取得できるもの

- ・住民票の写し(200円)
- ・印鑑登録証明書(200円)
- ・所得証明書(200円)
- ・課税証明書(非課税証明書)

